

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>ひとり親・障害児(者)の保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業</p> <p>対象者：①市内に住所を有していること ②ひとり親世帯の子ども(同じ住所に父(母)と子以外の者が住んでいないこと)または、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども ③利用者負担額(保育料)に滞納がないこと</p> <p>内 容：対象児童の保育料を無料</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511 (内線1163)</p>
	<p>保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業</p> <p>対象者：市内に住所を有しており、以下①～③の全てに該当する子どもがいる方。 ①3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども ②18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または「ひとり親世帯」か「在宅障害児(者)のいる世帯」の子ども ③国の副食費免除(年収360万円未満相当の世帯)の対象とならない子ども</p> <p>内 容：保育所・認定こども園等の副食費が無料。</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511 (内線1163)</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：以下①～⑨の全てに該当する方。 ①当該年度の4月1日から3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦(新婚夫婦)世帯であること。 ②新婚夫婦の直近所得(前年又は前々年)の合計が400万円未満であること。 ③申請時点で、新婚夫婦共または一方が市内の住宅に居住し、かつ富岡市の住民基本台帳に登録されていること。 ④他の公的な制度による支援を受けていないこと。 ⑤富岡市又は他の自治体などから同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと。 ⑥過去に本補助金の交付を受けていないこと。 ⑦新婚夫婦共に富岡市の市税などを滞納していないこと。 ⑧新婚夫婦共に婚姻時点において39歳以下であること。 ⑨新婚世帯の全員が富岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ⑩申請の日から5年以上、継続して富岡市に居住する意思を有していること。</p> <p>内 容：以下の対象経費に対して、1新婚世帯当たり30万円を上限に補助する。 (対象経費) 当該年度の4月1日から3月31日までの間に新婚夫婦のいずれかの契約名義で実際に支出した、次に掲げる経費。 ①結婚を契機に、新規の住宅を取得(新築・購入)した費用 ②結婚を契機に、新規の住宅を賃借した費用 (新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ③結婚に伴う引越し費用(市内における転居又は市外から市内への転居に限る) ④結婚を契機に、住宅をリフォームした費用 ※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、対象経費から控除します。</p> <p>問合せ：《こども課 こども育成係》 TEL：0274-62-1511 (内線1166)</p>
	<p>出産応援給付金</p> <p>対象者：当該年度の4月1日から3月31日までの間に出生し、住民基本台帳に初めて登録したのが富岡市である新生児と同一世帯員で、対象新生児を養育している方(原則、父または母)</p> <p>内 容：対象新生児1人につき5万円分の電子マネーまたはとみおかふれ愛カードを支給する。</p> <p>問合せ：《こども課 こども育成係》 TEL：0274-62-1511 (内線1164)</p>
	<p>出産祝品</p> <p>対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容：富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈。 (第2子以降については、市内の商店で利用できる「商品券」も選択可能)</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：0274-62-1511 (内線1114)</p>
	<p>子ども医療費助成(福祉医療制度)</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども・高校生世代(中学校卒業から18歳到達後の最初の3月31日まで)の方</p> <p>内 容：保険医療費の一部負担金を助成(高校生世代の方は入院のみ)</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511 (内線1122)</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：特定不妊治療・一般不妊治療をしている方 (夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)</p> <p>内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 (特定不妊治療については、県の助成額を減じた額の1/2以内で年額20万円) ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901 (富岡市保健センター)</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>不育症治療助成事業</p> <p>対象者： 専門医で不育症治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ： 《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）</p>
	<p>学校給食費の補助</p> <p>対象者： 以下（1）～（3）の全てに該当する方。 （1） 市内に住所を有している方（補助対象となる保護者及び児童生徒） （2） 同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方 （3） 給食費の滞納がない方</p> <p>内 容： 2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助。 （市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校に在籍の場合は給食費相当額）</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0274-62-1504</p>
	<p>進学支援金</p> <p>対象者： 以下①～④のすべてに該当する保護者等 ①市内に住所を有していること。 ②高校大学等に進学しようとしている生徒または学生の保護者等であること。 ③住民税非課税世帯又はそれに相当する世帯の者であること。 ④世帯全員が市税等を滞納していない者であること。</p> <p>内 容： 入学金、制服代、教科書代、その他の進学準備に要する費用に対して一部を支給する。 （支給額） 高等学校等の場合 10万円 大学等の場合 20万円 ※進学先の合格前に申請をしていただく必要があります。</p> <p>問合せ： 《教育総務課 教育総務係》 TEL：0274-62-1511（内線2112）</p>
	<p>上信電鉄通学定期券購入費の補助</p> <p>対象者： 以下（1）～（3）の全てに該当する方。 （1） 上信電鉄の定期券を利用して、中学・高校・大学・専門学校・予備校などに通う、市内に住所がある学生の保護者（保護者も市内に住所を有する必要があります。） （2） 市税等の滞納がない方 （3） 暴力団員ではない方 ※学生本人が18歳以上の成人の場合は、本人が申請することができます。</p> <p>内 容： 上信電鉄を利用している高校生等の保護者及び本人を対象に通学定期券の購入費を補助。 補助対象経費の20%で、1か月につき上限2,000円（100円未満の端数は切り捨て）</p> <p>問合せ： 《企画課》 TEL：0274-62-1511（内線1228）</p>
住宅支援	<p>とみおか暮らし奨励金</p> <p>対象者： 対象者 … 以下のすべてを満たす方 （1） 富岡市に5年間以上住民登録されていない方が、富岡市に住宅を取得し転入、または転入日から3年以内に市内に住宅を取得した方 （2） 居住面積50㎡以上の住宅（新築・中古・空き家）で所有権を1/2以上有している方</p> <p>内 容： 以下の要件を合計し、100万円を上限とする奨励金を交付。 ・UIJターン：20万円（対象者全員該当） ・夫婦とも45歳以下の世帯：30万円 ・中学生以下の子どものいる世帯 1人につき20万円 ・申請者が市内勤務または市内自営業 10万円 ・市内建築業者と請負契約を結び住宅取得 10万円 ・地域加算（指定地域への転入） 10万円 ・市空き家バンク登録物件の取得 10万円 ※奨励金のうち半額（最大20万円）は、市内商店街が発行する商品券で交付。</p> <p>問合せ： 《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253・1254）</p>
	<p>空き家家財道具等片付け補助金</p> <p>対象者： （1） 空き家の所有権を有する方、またはその相続人であること。 （2） ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。 （3） 空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 （4） 次のいずれかに該当する方。 ・補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。 ・第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した方。ただし、売買契約から6月以内に限る。</p> <p>内 容： 市内にある空き家内の家財道具等の処分に必要な費用の一部を補助。 ※補助率…片付けに要した費用及び委託費の1/2（上限額10万円）</p> <p>問合せ： 《建築課 住宅係》 TEL：0274-62-1511（内線1324・1325）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅 支 援	<p>木造住宅耐震改修等補助金</p> <p>対象住 次のいずれにも該当する住宅 宅： 1. 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（床面積の2分の1以上を住宅とする併用住宅を含む）で、 平屋または2階建の在来軸組構法または伝統的構法住宅 2. 耐震診断の結果が「上部評点が1.0未満」と判断されたもの 3. 建築基準法に違反していないもの 4. 改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等 次のいずれにも該当する人 対象 1. 対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方または賃貸借契約等対象 者： 住宅を利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 2. 市税等を滞納していない人 3. 耐震改修工事、耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象住宅 の所在地に住民登録をし、かつ、10年以上居住する人</p> <p>内 容： 耐震改修工事等に要する経費の一部を補助。 補助率： 精密診断：最大12万円まで補助（補助率4/5） 補強計画作成：最大28万円まで補助（補助率4/5） 耐震改修工事：最大100万円まで補助（補助率4/5） 注：重点区域内の耐震改修工事の場合：最大120万円まで補助 耐震シェルター等設置工事：最大30万円まで補助（補助率1/2） リフォーム工事：最大10万円まで補助（補助率1/10） 注：耐震改修工事を実施する場合に利用可。</p> <p>問合せ：《建築課 建築指導係》 TEL：0274-62-1511（内線1322・1323）</p>
	<p>住宅用新エネルギー機器設置補助金（太陽熱利用システム）</p> <p>対象者： 以下（1）～（4）の全てに該当する方 （1）自ら居住する既築住宅等に機器を設置する方 （2）市民、または市民になることが確実であると認められる方 （3）機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 （4）世帯の全員が市税等を滞納していない方</p> <p>内 容： 太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費の10%を補助する。 ※上限額…強制循環型40,000円、自然循環型20,000円。</p> <p>問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823</p>
	<p>家庭用生ごみ処理機の補助</p> <p>対象者： 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、 市税等の滞納がない方</p> <p>内 容： 生ごみ処理機（1世帯につき1台）と生ごみ処理容器（1世帯につき2基）の経費の1/2を補助する。 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円。</p> <p>問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823</p>
就 労 支 援	<p>若者人材確保支援奨励金</p> <p>対象者： ・就職1年目の方（以下（1）～（6）の全てに該当する方） （1）平成28年4月1日以降に就職し、就職時点で、30歳以下であること （2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （3）同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること （4）申請の時点で富岡市民であること （5）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと （6）過去にこの奨励金（就職1年目）の交付を受けていないこと ・就職6年目の方（以下（1）～（7）の全てに該当する方） （1）平成28年4月1日以降に就職し、就職時点で、30歳以下であること （2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （3）同一企業の就業期間が、5年を経過していること （4）1年目の奨励金を受けた人は、それ以降継続して市民であること （5）1年目の奨励金を受けていない人は、労働契約開始1年以内から申請日まで継続して市民であること （6）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと （7）過去にこの奨励金（就職6年目）の交付を受けていないこと</p> <p>内 容： 就職1年目と6年目に奨励金5万円を交付</p> <p>問合せ：《産業振興課 工業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1278）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内在住の方（農家の方は除く）</p> <p>内容：農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しさと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に4カ所開設。</p> <p>①富岡（28区画） ②一ノ宮（40区画） ③高瀬（40区画） ④妙義（12区画） ※使用料…3,000円（1区画/年）</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p>
	<p>親元新規就農者祝金</p> <p>対象者：以下のすべての要件を満たす方</p> <p>①令和3年度以降に農家の後継者として新たに就農し、農業に対し強い意欲を有していること ②市内に住居を有し、市内に就農すること ③年間の農業従事日数が150日以上であること ④市税等を滞納していないこと ⑤耕作用の農地及び機械（トラクター等）を所有していること</p> <p>内容：3万円の祝金を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p>
	<p>新規就農者等住居支援事業補助金</p> <p>対象者：新規就農者・法人新規雇用者・就農研修者であって、諸要件を満たす方。</p> <p>内容：賃貸住宅の借料の2分の1を交付。 交付対象期間の上限は24箇月間。 交付対象額の上限は2万円。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p>
その他	<p>富岡市移住定住コンシェルジュ</p> <p>対象者：富岡市への移住・定住・二拠点生活を希望する方</p> <p>内容：市が委嘱した市内在住の移住者が、相談対応や地域情報の提供などを行う</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511(内線1253・1254)</p>
	<p>富岡市まちなか移住体験住宅</p> <p>対象者：富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方</p> <p>内容：富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。 ※使用料…20,000円（月）</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511(内線1253・1254)</p>
	<p>若者定住促進奨学金返還支援事業</p> <p>対象者：（1）令和2年3月1日から令和11年3月31日までに大学等を卒業した方 （2）毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方 （3）市内に5年以上定住する予定の方 （4）最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方 （5）奨学金を滞滞なく返済している方 （6）申請者及び世帯全員に市税等の滞納がない方</p> <p>内容：1年間に返還した金額及び予定額を補助する。 ※上限額…1年間の上限10万円、最大5年間（50万円）まで</p> <p>問合せ：《企画課》 TEL：0274-62-1511(内線1223)</p>
	<p>デマンド型乗合タクシー「愛タク」の運行</p> <p>対象者：どなたでもご利用可能</p> <p>内容：運行日時 …毎日、午前8時から午後5時まで 運行エリア…市内全域 運賃 …1乗車100円：市内在住・在学又は在勤者、小学生、障がい者（同伴者含む） 1乗車500円：上記以外の利用者 ※未就学児は無料 運行形態 …複数乗客の相乗りにより、乗降予約があった停留所間を最も効率的なルートで運行 予約方法 …電話またはスマートフォンアプリ（利用希望日の5日前から予約可）</p> <p>問合せ：《企画課》 TEL：0274-62-1511(内線1228)</p>